

○総務省告示第百三十一号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

総務大臣　武田　良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

補償を支給すべき事由が生じた日の属する期间の区分	率
「略」	「略」
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇

改 正 前

補償を支給すべき事由が生じた日の属する期间の区分	率
「同上」	「同上」
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期间の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期间の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。